

一般社団法人日本ゴールボール協会

役員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、協会という。）の役員の 就退任、執務に関する基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、社員総会で選任された理事および監事をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、原則として理事および監事に適用する。ただし、特別の勤務等必要 のあるときは、非常勤役員にこの一部を準用することがある。

第2章 就任および退任

(役員の職位)

第4条 役員の職位は次のとおりとする。

- (1) 会長（代表理事）
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事
- (5) 理事
- (6) 監事

(役員の就任)

第5条 役員は、役員選考委員会により選出されたのち、社員総会の決議をもって選任され、かつ本人の承諾によって確定する。

就任を承諾した役員は、遅滞なく「就任承諾書」を会長に提出しなければならない。

なお、就任日は、社員総会の決議の日とする。

(役員の退任)

第6条 役員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日をもって退任 とする。

- (1) 任期が満了したとき
- (2) 辞任したとき

(3) 解任されたとき

(4) 死亡したとき 前項にかかわらず、使用人兼務役員に任期満了、辞任、解任の事由が生じた場合には、その時点で役員としての資格を失う。

(任期満了)

第7条 役員はその任期が満了したときは、役員たる資格を喪失する。

(辞任)

第8条 役員が辞任しようとする場合は、2ヶ月前に会長に申し出なければならない。前項の場合において、会長はこれを理事会に付議して決定するものとする。ただし理事会で認められた場合はこの限りではない。

(解任)

第9条 役員として適格でないとして理事会において判断された場合には、社員総会に諮った上で解任されるものとする。

(再任)

第10条 役員の再任回数は最大で5期とし、法人運営、業務遂行上、必要とされるものに対してはその限りではないとするが、理事全体の20%を超えないこととする。

(就任時の年齢)

第11条 役員の就任時の年齢制限の上限は原則として70歳とする。

附 則

(附則)

1. 本規程は、令和2年8月2日から施行する。
2. 令和4年9月10日改定
3. 令和6年12月19日改定